

◆ 介護サービス費用の自己負担が高額になるとき

同じ月に利用した介護保険、介護予防・生活支援サービス事業(住民等主体の通所サービス、短期集中予防サービスを除く)の1ヶ月の自己負担合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額)が高額になり、一定額(下記の利用者負担上限額)を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として、後日、支給されます。支給対象となった方は案内が届きますので申請してください。

区 分		負 担 上 限 額
生活保護受給者		15,000 円 (個人)
市民税非課税世帯	所得指標金額 注1)が 80 万円以下の方または、老齢福祉年金の受給者	15,000 円 (個人)
	上記以外の方	24,600 円 (世帯)
市民税課税世帯	〈一般世帯〉 課税世帯で下記に該当しない方	44,400 円 (世帯)
	〈現役並み所得〉 世帯内に課税所得 145 万円以上の 第 1 号被保険者(65 歳以上の方) がいる場合	課税所得が 145 万円以上 385 万円未満 44,400 円 (世帯)
		課税所得が 380 万円以上 690 万円未満 93,000 円 (世帯)
		課税所得が 690 万円以上 140,100 円 (世帯)

注 1) 所得指標金額

課税年金収入額＋その他の合計所得金額 注2)－土地や建物の長・短期譲渡所得に係る特別控除額

注 2) その他の合計所得金額

合計所得金額から年金所得金額を差し引いた金額

●申請に必要なもの

申請書、本人名義の通帳、個人番号確認書類、本人及び代理人の身分確認書類

○申請については介護高齢課 介護給付係まで ☎0154-31-4553

◆ 支給限度額を超えてショートステイを利用しなくてはならないとき

居宅サービス計画上のいかなる工夫においても、なお介護サービス費の支給限度額を超えて短期入所サービス(ショートステイ)を利用する場合で、やむを得ない理由がある時は、利用前に申請することにより、1年度を通じて8日以内を限度として、支給限度額を超える費用の保険給付分(7割～9割)を市が独自に支給します。(生活支援短期入所事業)

ケアプランを依頼している居宅介護支援事業所、または介護予防支援事業所を通じて、介護高齢課介護給付係(☎0154-31-4553)までご連絡ください。